

答申第 722 号

令和元年 5 月 16 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 常岡 孝好

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 3 月 20 日付けで諮問された特定地権者連絡会参加根拠文書不存在の件（諮問第 808 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定地権者連絡会に係る参加根拠文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成30年1月24日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、審査請求人が過去に実施機関に対して審査請求をした際に、実施機関が作成した弁明書に、「実施機関が特定地権者連絡会（以下「連絡会」という。）に関する文書を作成又は取得しているのであれば、連絡会が開催された平成19年度から平成22年度までの間及び平成25年度に作成又は取得した文書であると想定される」旨の記載がされていたことを受け、この記載内容の根拠文書（以下「記載内容根拠文書」という。）及び連絡会に実施機関がオブザーバーとして参画した根拠が分かる文書（以下「参画根拠文書」という。）（以下「本件対象文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年2月7日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、条例第10条第3項を理由に公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年2月15日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 本件対象文書の特定について

ア 連絡会は、8年間にわたり開催されている。実施機関は、連絡会に関する文書について、平成19年度から平成22年度までの間及び平成25年度に作成又は取得したと想定されるものの、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）に基づき、1年間の保存期間満了に伴い廃棄した旨説明す

るが、当該文書を廃棄した根拠となる文書が公開されていない。

イ 実施機関は、本件対象文書については、規則に基づき、1年間の保存期間満了に伴い廃棄した旨説明するが、規則には、保存期間を1年と定める旨の記載はなく、本件対象文書を不存在とする真の根拠が公開されていない。

ウ 審査請求人は、実施機関が連絡会にオブザーバーとして参画していたことについて、特定市及び当時の担当者から口頭で確認している。したがって、連絡会にオブザーバーとして参画した根拠文書は存在するはずである。

#### (2) 理由付記の不備について

本件対象文書を不存在とする本件処分の理由は非常に無責任なものであり、その理由を具体的に付記すべきであるにもかかわらず、それが無い。

#### (3) その他

ア 平成19年1月31日付けで特定企業と実施機関の間で確認書が取り交わされ、同年8月30日に連絡会の会則が施行されている。同確認書は新駅を含むまちづくりの手法であるため、同確認書に関係するすべての文書の公開を求める。

イ 特定協議会において、特定地区の新駅を含む一体的なまちづくりに関する整備事業等が検討されているが、連絡会に実施機関がオブザーバーとして参画していることが疑問である。

### 4 実施機関（産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件対象文書の存否について

ア 実施機関は、平成19年度から平成22年度までの間及び平成25年度に開催された連絡会について、オブザーバーとして参画していたことから、本件対象文書に該当するものは、実施機関が連絡会にオブザーバーとして参画するに際し作成又は取得した会議資料、その結果を復命したもの等（以下「本件復命書等」と総称する。）であると考えられる。

本件復命書等は、仮に作成又は取得されていたとすれば、規則第4条第4項の規定に基づき実施機関において作成したファイル基準表の中で、もっとも関連性の高い個別フォルダである「復命」に分類され、同第9条第2項の規定に基づき、保存期間を1年と定めて保存及び管理されていたものと考えられる。

イ 保存期間を1年とした行政文書（以下「1年保存文書」という。）については、本庁機関では、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2項並びに同条例施行規則第1条第3項の規定に基づき、神奈川県職員の職の設置等に関する規則第3条第1項に規定する室長又は課長（以下「課長等」という。）が、知事が定める選別基準により歴史資料として重要なものを選別し、その余については速やかに廃棄することとされている。そして、課長等が歴史資料として選別した文書については、規則第15条第1項の規定に基づき、神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）に引き渡すこととされている。

また、条例第3条第1項第2号の規定により、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる行政文書には該当しないとされている。

よって、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となるものである。

ウ 以上から、本件復命書等について、仮に実施機関が作成又は取得していたとすれば、これらの文書は、平成19年度から平成22年度までの間及び平成25年度に処理済みとなり、それぞれ1年実施機関において保存された後、遅くとも平成28年度までに保存期間を満了したこととなる。そして、保存期間を満了した1年保存文書については、公文書館に引き渡されるか廃棄したものと認められることから、実施機関は、本件請求の対象となる文書について、文書不存在であるとして本件処分をしたものである。

なお、その他、本件請求の対象となる文書の検索に当たっては、実施機関の文書キャビネット及び書庫並びに所属サーバー内にある電磁的記録についてもくまなく検索したが、存在しなかった。

(2) 行政文書性を欠く文書について

なお、念のため、条例第3条第1項本文にいう行政文書に該当しないとされる文書についても、本件請求の趣旨に合致するものがあるか確認を行ったが、該当するものはない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 本件対象文書について

#### ア 記載内容根拠文書

当審査会が確認したところ、本件対象文書のうち記載内容根拠文書は、審査請求人が過去に実施機関に対して審査請求をした際に、実施機関が作成した弁明書に、「実施機関が連絡会に関する文書を作成又は取得しているのであれば、連絡会が開催された平成19年度から平成22年度までの間及び平成25年度に作成又は取得した文書であると想定される」旨記載されていたことに係る根拠文書であることが認められる。そして、実施機関がかかる記載をした根拠は、連絡会が開催された平成19年度から平成22年度までの間及び平成25年度に、実際に実施機関がオブザーバーとして出席していたという事実があったためであることにかんがみれば、記載内容根拠文書は、実施機関が連絡会に参画するに際して作成又は取得した文書であることが認められる。

#### イ 参画根拠文書

当審査会が確認したところ、本件対象文書のうち参画根拠文書は、連絡会が開催された平成19年度から平成22年度までの間及び平成25年度に実施機関がオブザーバーとして参画するに際して作成又は取得した文書であることが認められる。

#### ウ まとめ

以上から、本件対象文書は、いずれも連絡会が開催された平成19年度から平成22年度までの間及び平成25年度に実施機関がオブザーバーとして参画するに際して作成又は取得した文書であり、実施機関が前記4(1)で不存在である旨説明する本件復命書等に該当するものと認められる。

そこで、本件復命書等の存否について、以下、検討する。

### (2) 本件復命書等の存否について

ア 審査請求人は、平成29年5月10日付けで、実施機関がオブザーバーとし

て参画した連絡会に関係するすべての文書について、公開請求（以下「平成29年5月10日付け公開請求」という。）しているが、これに対して実施機関は、当該請求の対象となる文書は不存在であるとして、公開を拒否する決定を行っている。審査請求人は、同決定を不服として、同年6月9日付けで審査請求を行い、当審査会は、同審査請求に対して、平成29年12月8日付け答申第664号（以下「答申第664号」という。）において、「平成29年5月10日付け公開請求に係る文書」は不存在であるとする実施機関の判断は妥当であると答申している。

本件対象文書は、いずれも連絡会が開催された平成19年度から平成22年度までの間及び平成25年度に、実施機関がオブザーバーとして参画するに際して作成又は取得した文書、つまり本件復命書等であることにかんがみれば、平成29年5月10日付け公開請求で請求した文書よりも、さらに対象範囲を狭めたものであることが認められる。そして、答申第664号において、当審査会が、平成29年5月10日付け公開請求に係る文書について、不存在であることは妥当であると判断しており、かつ、これらの文書が存在することを裏付ける新たな事実もない中であっては、本件対象文書である本件復命書等が不存在となることは明らかである。

よって、本件復命書等が不存在であるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

イ 前記アにおいて、本件復命書等が不存在であるとする実施機関の説明に不合理な点は認められないと判断したところであるが、実施機関は、文書の取得があったとしても、本件復命書等の保存期間は1年であり、保存期間満了により、公文書館に引渡しがなされるか廃棄されたことを理由として不存在である旨説明しているため、以下、この点について念のため検討する。

(ア) 当審査会が確認したところ、1年保存文書については、前記4(1)イで実施機関が説明するとおり、保存期間満了後、課長等が、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別し、その余については速やかに廃棄するとされている。そして、課長等が歴史資料として選別した文書については、公文書館長に引き渡すこととされており、また、条例第3条第1項第2号では、公文書館が歴史的資料として保存している文書について

は、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨定められている。

以上を前提とすると、保存期間を満了した1年保存文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となることが認められる。

(イ) そこで、これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、本件復命書等は、実施機関がオブザーバーとして参画していた連絡会が開催された平成19年度から平成22年度までの間及び平成25年度に作成又は取得した文書であること、これらの文書は、実施機関が定めたファイル基準表の「復命」に分類され、その保存期間が1年であることが認められる。

そして、前記のとおり、保存期間を満了した1年保存文書については、歴史資料として重要なものを選別の上、公文書館に引き渡すか廃棄することにより文書不存在となることから、実施機関が、本件復命書等を作成又は取得していたとしても、これらの理由から不存在である旨説明していることに、特段不合理な点は認められない。

ウ なお、審査請求人は、規則には、復命関係書類の保存期間を1年と定める記載がないことを示して、本件復命書等を不存在とする理由が説明されていない旨主張している。しかし、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項本文に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであって、実施機関のファイル基準表上の分類やその保存期間の定め方等について調査審議する立場にない。

### (3) 本件処分の理由付記について

審査請求人は、本件処分に係る理由が具体的に示されていないなど、本件処分の理由付記に不備がある旨主張しているため、以下、この点について検討する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨である。

このことを踏まえると、公開請求の対象とされた行政文書が不存在である場合には、物理的不存在と、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織として利用しておらず、条例第3条第1項本文の行政文書に当たらないとする法的不存在とを区別して記入する必要があり、前者にあつては、公開請求の対象とされた行政文書を作成又は取得していないため、若しくは、保存期間を満了し廃棄済みであるためといった物理的不存在の理由についても明記する必要があると解される。

これを本件についてみると、実施機関は、本件処分の理由について、本件対象文書の保存期間や保存期間満了後廃棄が行われたかなどについても具体的に明記しており、本件対象文書が物理的不存在であることが明らかな記載内容となっている。このことから、実施機関の本件処分の理由付記は適切であり、審査請求人が主張するような理由付記の不備はないことは明らかである。

#### (4) その他

ア 審査請求人は、前記3(3)アのとおり、反論書において、平成19年1月31日付け確認書に係る文書すべてを公開すべき旨主張するが、外形上、これらの文書が本件請求の趣旨に合致するものとは認められない。このような主張は、本件処分の取消しを求める審査請求において、反論書で新たな行政文書の公開請求を行っているに等しいことから、本件処分を取り消す審査請求の理由となるものではないことは明らかである。

イ 審査請求人は、その他、実施機関の事務事業の在り方に疑問を呈した上で、その点について説明を求める旨主張しているが、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項本文に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであつて、これらの審査請求人の主張を調査審議する立場にない。

## 6 付言

審査請求人は、前記5(2)アのとおり、平成29年5月10日付け公開請求において、本件対象文書よりもさらに広い範囲を対象とした文書を公開請求し、これに



対して実施機関は、当該請求の対象となる文書は不存在であるとして、公開を拒否する決定を行っている。審査請求人は、同決定を不服として、同年6月9日付けで審査請求を行っているが、当審査会は、答申第664号において、当該対象文書については不存在であるとして、公開を拒んだ実施機関の判断は妥当としていたところである。また、実施機関も、平成29年12月22日付け裁決書において、答申第664号と同様の裁決を行っている。本件公開請求は、対象となる文書が不存在であることが確立していることから、実施機関においては、本件請求よりも広い範囲を対象とした請求について裁決済みであるとして、却下することも検討すべきであった。今後、実施機関においては、公開請求の内容にかんがみ、適切な処分を検討することが望まれる。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 3 月 20 日	○ 諮問
9 月 26 日 (第 188 回部会)	○ 審議
10 月 22 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
11 月 28 日 (第 190 回部会)	○ 審議
12 月 20 日 (第 191 回部会)	○ 審議
平成 31 年 3 月 27 日 (第 194 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年5月16日現在) (五十音順)